

## 松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市が発注する建設工事の請負契約並びに製造の請負、物品の調達及び測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）の適正な履行の確保に資するため、法令等に特別な定めがあるもののほか、建設工事等から暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）の介入を排除する措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名除外)

第2条 市長は、松戸市入札参加業者資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が別表第1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、松戸市建設工事等暴力団対策措置審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て、同表に定める期間、当該有資格業者に対し指名除外を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による指名除外に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等共同組合について、当該有資格業者と同一期間指名除外を行うものとする。

3 市長は、指名除外を行ったときは、建設工事等の契約のための指名を行うにあたり、当該指名除外に係る有資格業者を指名してはならない。また、当該指名除外に係る有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

4 指名除外を受けた有資格業者は、指名除外期間中において松戸市が発注する一般競争入札に参加することができない。

5 市長は、指名除外の期間中の有資格業者が、別表第1に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められたときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。

(指名除外の通知)

第3条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により指名除外を行ったときは、指名除外通知書(第1号様式)により、前条第5項の規定により指名除外を解除したときは指名除外の解除通知書(第2号様式)により有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該有資格業者に対する通知を省略できる。

(随意契約の禁止)

第4条 市長は、指名除外の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請等の禁止)

第5条 市長は、指名除外の期間中の有資格業者が松戸市発注の建設工事等の契約に係る下請人又は保証人となることを承認してはならない。

(工事若しくは業務の妨害又は不当要求の際の措置)

第6条 市長は、松戸市発注の建設工事等の受注業者又は下請業者が暴力団による工事若しくは業務の妨害又は不当要求を受けたときは、当該受注業者から市長への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導しなければならない。

2 市長は、松戸市発注の建設工事等の受注業者に対し工程の調整、履行期間の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、受注業者の下請業者が、暴力団による本市契約の工事若しくは業務の妨害又は不当要求を受けたときは、受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者が当該下請業者に対し指導をすることを求めるものとする。

4 市長は、受注業者が第1項及び前項の規定に違反した場合は、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注業者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

(関係機関への協力要請)

第7条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係機関

に対し必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

第8条 市に審査会を設置する。

2 審査会は、警察署から提供された情報等をもとに、第2条に規定する指名除外に関する事項その他建設工事等からの暴力団の介入の排除に関し必要な事項について審議を行うものとする。

3 審査会の審議に際しては、管轄の警察署と密接な連携を図るものとする。

(審査会の組織等)

第9条 審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 財務部長

(3) 街づくり部長

(4) 建設部長

2 審査会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長は、審査会を主宰し、議事を掌る。

4 審査会の委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会は、必要に応じ委員長が召集する。

2 審査会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、審査会の会議を開く暇のないと認めるときは、委員に回議してこれに代えることができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、財務部契約課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者又は有資格業者の役員等（代表者、非常勤務を含む役員、支配人、支店長又はこれらに相当する職の者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から12か月以上を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。
2 有資格業者又は有資格業者の役員等が自社、自己若しくは第三者に不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。
3 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。
4 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。
5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。